

監 事 監 査 報 告 書

令和 6 年 6 月 24 日

学校法人愛光学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人愛光学園

監事 茂井 登二 

監事 田島恵津子 

私たちちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人愛光学園寄付行為第 7 条の規定に基づき学校法人愛光学園の令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）の業務及び財産の状況について監査を行った。

私たちちは監査にあたり、監査法人による監査結果を踏まえるとともに、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人愛光学園の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認める。